

寒川町地域自立支援協議会（平成28年7月～平成30年6月任期）での取り組み内容及びスケジュール（案）

※平成28年7月8日（金）時点の案となりますので、変更になることがあります。

主な取り組み内容	平成28年度									平成29年度									平成30年度										
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
寒川町地域自立支援協議会 ※いずれも会場は町民センター3階講義室、午後1時からの開催予定。 ワーキンググループ設置 ※協議会の資料収集、調査・研究を行うためワーキンググループを設置することができる。 （要領第8条）	7/8(金) 第1回協議会			10/28(金) 第2回協議会予定	11/29(火) 第3回協議会予定		1/31(火) 第4回協議会予定		3/30(木) 第5回協議会予定	平成29年度以降の、地域自立支援協議会開催スケジュールは、別途、平成28年度末頃にお示しする予定です。																			
①	必要に応じて協議会下部組織のワーキンググループを設置、メンバー選考や取り扱うテーマは協議会（全体会議）で検討・決定																												
湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会 ※相談支援等ネットワーク形成事業（湘南東部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク）	オブザーバーとして『寒川町地域自立支援協議会』へ係わり（相談支援等ネットワーク形成事業） （※湘南東部障害保健福祉圏域とは＝藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町のエリア）																												
② 相談に係るアンケート ※前協議会から継続の取り組み事項です。	7/8(金) アンケート実施の最終承認	アンケート実施・回収・集計作業等								アンケート結果を踏まえて、地域連携強化等へ繋げていくための検討	協議会での検討次第で、次の活動等へ発展・継続した取り組み。																		
③ 町障がい者福祉計画 ※寒川町障がい者福祉計画「期間満了（27年度～29年度）に伴う改訂作業」																								アンケート集計・分析、障害者総合支援法の改正内容等を踏まえ、町障がい者福祉計画の見直しに係る検討	新計画期間スタート（計画期間：3カ年、30年度～32年度）				
④ 障害者差別解消法 ※28年4月法施行を受けた取り組み検討	法施行を受け、差別解消支援地域協議会の設置や町職員対応要領の作成検討等																												
⑤ 相談支援事業所 ※町計画に基づき、29年度より1事業所を新規開設予定										新規事業所の運営法人選考作業等														選考した法人による新規事業所開設準備	29年度より新規相談支援事業所開設予定、既存の「生活相談室すまいる」とあわせ町内2事業所体制。 ※多様化する住民ニーズに対応するため、相談支援体制の強化・充実を図ります。				

平成30年6月30日任期満了（任期2年）

平成28年7月1日任期開始（任期2年）